

# 職務発明についての外国における特許を受ける権利の扱い

—その準拠法の決定—

紺野 昭男



## 目次

1. はじめに
2. 職務発明を純国内的法律関係と解する可能性
3. 特許権の準拠法の適用の可能性
4. 当事者自治によるわが国特許法 35条の指定の可能性
5. 労働契約に関する強行規定としてのわが国特許法 35条の適用の可能性
6. まとめ

### 1. はじめに

わが国で完成された職務発明について、使用者が発明者である従業者から外国における特許を受ける権利（以下、「外国出願権」という）を承継し、使用者の名義で外国特許権を取得することがしばしば行われている。使用者は、この外国特許権により国内市場に加え海外市場においても自らの実施によりあるいは実施許諾により利益を受け得る。一方、発明者である従業者は、わが国の特許権についてはわが国特許法 35条に基づき相当の対価を請求できるが、外国出願権についてはその承継の対価を使用者に請求できるのであろうか。

日立製作所事件とよばれる平成 14年 11月 29日東京地裁判決<sup>(1)</sup>は、この点について一つの判断を示した。この事件で発明者である原告は、職務発明について日本で取得した特許権と、外国で取得した特許権とのそれぞれについて、特許を受ける権利を使用者に譲渡したことに對する対価の支払いを求めた。裁判所は、日本における特許権については相当の対価の支払いを命じたが、外国における特許権についてはその請求を認めなかった。判決では、「特許法 35条は、我が国の特許を受ける権利にのみ適用され、外国における特許を受ける権利に適用又は類推適用されることはないというべきである。したがって、本件請求のうち、外国における特許を受ける権利についての特許法 35条 3項に基づく対価の請求は理由がない。」と判断した。

職務発明についての外国出願権の譲渡は、わが国の

企業では一般に、「発明の名称〇〇について、外国における特許を受ける権利を貴社に譲渡したことに相違ありません」といった譲渡証に署名押印することにより行われる。この日立製作所事件において判決は、使用者と従業者との間で、日本国及び外国における特許を受ける権利について個別の譲渡契約が締結された事実を認定している。しかし、この日立製作所事件判決では、従業者はこの契約に基づきその譲渡の対価をわが国特許法 35条を適用しては求め得ない、とした。

それでは、わが国の企業で一般的になされているこのような外国出願権の譲渡契約はどの法に基づき解釈され、従業者はどの法に基づき外国出願権の譲渡に對する対価を請求することができるのであろうか。

本稿では、わが国の企業で一般的になされているこのような外国出願権の譲渡契約がどの法に基づき解釈されるのか、その準拠法選択を中心に簡単な考察を加えてみる。

### 2. 職務発明を純国内的法律関係と解する可能性

わが国において事業活動を行っている日本企業に雇用されている日本人が、日本においてなした職務発明をめぐる法律関係を考えたとき、そこにはなんら外国的要素、つまり涉外的法律関係は存在せず、純国内的法律関係としてわが国特許法第 35条が適用されてよいのではないかと、この考え方があり得る。

しかし、同一の発明とはいっても、それについて外国で特許を受けようとする場合には、国ごとに出願を行い、異なる特許成立要件のもとに権利が付与され、またその効力も国ごとに異なる。よって、そのような特許権の基礎となる「特許を受ける権利」についてそれぞれの外国法の適用が適切であるともいえそうである。

したがって、職務発明についての外国出願権の帰属、承継等に適用されるべき法を決定しなければならない。つまり国際私法により適用すべき実質法を指定する必

要があるといえる。

### 3. 特許権の準拠法の適用の可能性

(1) わが国の国際私法の主たる法源である法例は、特許権自体の準拠法について明文の規定を持たない。そこで、特許権の準拠法は条理により定めるほかないとされている<sup>(2)</sup>。

特許権の準拠法をどのように考えるかについては、古くから本源国の法によるとする本源国法説と、保護が求められている国の法によるとする保護国法説が唱えられている。

しかし、本源国により一旦成立した権利は他の国においても承認されるべきである、とする本源国法説は、パリ条約の成立経過を見ればその支持基盤を失っているといえる<sup>(3)</sup>。したがって、外国特許権について本源国であるわが国の特許法が適用されるとするのは妥当とは言い難い。

一方、属地主義に基づき保護国法によるべきとの考え方は、その根拠や理論構成はともかく、広く認められている<sup>(4)</sup>。「特許を受ける権利」は特許成立要件の一部と解することができるから、それに基づき成立するであろう特許権に適用される法すなわち保護国法を、その準拠法とする考え方も妥当するといえそうである。あるいは、「特許を受ける権利」は各国の特許法により生じる権利である<sup>(5)</sup>と解すれば、保護国法が妥当するともいえそうである。

その結果、従業者により職務発明がなされると、観念的には、特許制度の存在する国それぞれについて特許を受ける権利が発生し、さらにそれぞれの国の職務発明の規定に従って、国ごとにその帰属等が定まることができる。

(2) 日立製作所事件判決は次のように述べる。「各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められるという、いわゆる属地主義の原則（最高裁判所平成9年7月1日第三小法廷判決・民集51巻6号2299頁参照）に照らすと、我が国の職務発明にあたるような事案について、外国における特許を受ける権利が、使用者、従業者のいずれに帰属するか、帰属しない者に実施権等何らかの権利が認められるか否か、使用者と従業者の間における特許を受ける権利の譲渡は認められるか、認められるとして、どのような要件の下で認められるか、対価の支払い義務が

あるか等については、それぞれの国の特許法を準拠法として定められるべきものであるということが出来る。」

つまりこの判決は、職務発明についての外国出願権の従業者から使用者への承継、さらにはそれに伴う従業者が受けるべき対価等を規律するのは保護国法である、との保護国法説に立ったものと解される。

しかし、この判決では原告従業者の請求を認めなかった。判決は上記に続き、「そうすると、特許法35条は、我が国の特許を受ける権利にのみ適用され、外国における特許を受ける権利に適用又は類推適用されることはないというべきである。したがって、本件請求のうち、外国における特許を受ける権利についての特許法35条3項に基づく対価の請求は理由がない。」と述べている。つまり判決では、適用される法はわが国特許法35条ではなく、保護国法であるとしておきながら、その保護国法の適用を行なわなかった。

裁判所における外国法の適用について、わが国の学説は、その内容の確定および適用は裁判所の義務とする<sup>(6)</sup>。この事件において裁判所は、原告主張の請求権の存否を、保護国法の内容を確定し、それを適用して判断すべきであったと考えられる。具体的には、裁判所は原告従業者の請求権の存否を、米国における外国出願権は米国の法の下で、欧州特許における外国出願権は欧州特許条約の下で判断する義務を有していたのであって、この事件では裁判所はそれを怠ったといえないだろうか。

(3) いずれにせよ、日立製作所事件判決は、職務発明についての外国出願権の準拠法を保護国法とし、従業者は保護国法が認める限りにおいて対価の支払いを受け得る、と考えた。この場合、従業者はわが国の裁判所に訴えを提起し、使用者に対価の支払いを求めることができるものと解される<sup>(7)</sup>。

### 4. 当事者自治によるわが国特許法35条の指定の可能性

(1) 職務発明についての外国出願権の帰属および従業者の対価請求権が保護国法を準拠法として定められるとすると、当事者は、出願しようとする国についてその職務発明に関する規定を調べ、その内容を確認して譲渡契約を結ぶことになる。また、裁判所としても、職務発明についての対価請求権につき判断が求められた場合には、保護国法における職務発明に関する規定を調査してそれを確定し、保護国法ごとに異なる法を

適用してその額を含めて判断することになる。

しかしながら、このように職務発明を保護国法ごとに分断して考えなければならない状況は、当事者の便宜、予測可能性、法的安定性の観点から妥当であるとは考えにくい。多数の国に外国出願しようとする場合を考えれば、保護国法を準拠法とすることが妥当でないことは明らかと思われる。職務発明についての外国出願権を統一的に単一の法で扱うことはできないのであろうか。

(2) 特許権は物権に準じる絶対権であり、特許権をめぐる全ての契約について、これを準物権的契約として、日立製作所事件がいうように保護国法を適用するとの見解をとることもできないわけではない。この見解に従えば、特許権の成立要件の一部と考えることができる「外国出願権」の譲渡契約についても保護国法を適用することになる。

しかし、外国出願権の譲渡契約の客体は確かに将来特許になり得る無体財産ではあるが、外国出願権の譲渡契約は債権契約の一種として当事者自治の原則に服するものとしてもよいのではなかろうか。

職務発明の扱いについて、比較法的には、特許を受ける権利は原始的に従業者にあるとする発明者主義と、特許を受ける権利は原始的に使用者にあるとする使用者主義とがある。わが国特許法 35 条は発明者主義を採るが、例えば、英国特許法 39 条は「特許を受ける権利は使用者に帰属する」として、使用者主義を採る。原始的な権利帰属はともかく、いずれの主義においても、結局のところ使用者への特許を受ける権利の帰属を認める。米国は発明者自身による出願を求めるが、譲渡証の特許庁に登録しておけば、特許権は使用者に付与される<sup>(8)</sup>。従って、多くの国において、特許を受ける権利の使用者への帰属は許容されるといえる。

このような譲渡の許容性があるなかで、本稿が考察の対象としている、「発明の名称〇〇について、外国における特許を受ける権利を貴社に譲渡したことに相違ありません」といった譲渡契約の債権的効力の発生にも、常に保護国法上の要件を満たすことが求められる、とするのは、債権契約の成立について過重な要件を課すことになると思われる。

さらに、従業者が有する対価請求権も、わが国特許法 35 条 3 項および 4 項をはじめ、多くの国の規定では債権とされているとみられる。例えば、英国特許法 40 条、ドイツ従業者発明法 9 条および 10 条は、特許を受

ける権利を使用者に帰属させたことにより従業者には補償金請求権が与えられ、使用者には補償金支払義務がある、と規定する。また、職務発明について規定を持たない米国では、この対価請求権は債権契約に基づく債権である。

以上より、外国出願権の権利自体の効力に関する部分とはもかく、外国出願権の譲渡契約の債権的側面とりわけ対価請求権に関してはこれを債権契約として、他の債権契約と同様に、その固有の準拠法を認め、その決定には当事者自治が認められてよいものとする。

従って、職務発明の外国出願権について使用者及び従業者が、わが国特許法 35 条を準拠法とする旨明示的に合意していれば、法例 7 条 1 項に従い、わが国特許法 35 条により外国出願権の譲渡契約の成立および効力を定めることができる<sup>(9)(10)</sup>。このように、当事者自治を認めることで、職務発明についての外国出願権を統一的に単一の法で扱うことができる。

(3) しかし、本稿が考察の対象としている、わが国の企業で一般的になされている上述したような譲渡証による譲渡契約では、当事者の明確な準拠法指定が行われたとは言い難い。このように当事者間で明示的合意が無い場合にどのように解するべきか。この場合、わが国の通説および最近の判例（東京高判平 13. 5. 30（平成 11 年（ネ）第 6345 号）〔キューピー事件〕）は、ただちに法例 7 条 2 項の行為地法によるとすべきではなく、契約の内容、当事者、目的物その他の諸般の事情を考慮して、契約類型化しつつ広く当事者の黙示的な意思を探求しなければならないとする。

日立製作所事件判決は次のように述べる。

「本件譲渡契約は、日本において、日本人である原告と日本法人である被告との間で締結されたのであるから、法例 7 条 1 項又は 2 項により、本件譲渡契約のうち、外国における特許を受ける権利の譲渡契約の成立及び効力の準拠法は、日本法であると認められる。しかし、特許法 35 条が外国における特許を受ける権利に適用されるものではないことは前示のとおりであって、譲渡契約の成立及び効力の準拠法によって定められるものではない。」

上述の通り、この判決では職務発明についての外国出願権には保護国法が適用されるとしているが、それとの整合性はともかく、この部分の前半の判断が、職務発明についての外国出願権の譲渡契約に当事者自治による準拠法の指定を認めているものとするれば、裁判

所は当事者の黙示的な意思を探求しなければならなかったものとする。

さて、当事者が黙示的に指定した準拠法としては、まず保護国法が考えられる。物権類似の支配関係については目的物の所在地の法を適用することが自然であると考え、よって、外国出願権が保護を受け、特許権として成立する国の法による黙示的意思があったとみることができるからである。しかしながら、職務発明を含めて発明のような無体物はその所在地を持つものではなく、それはあくまで擬制的なものに他ならない。また、債権契約の準拠法と外国出願権自体の準拠法とが一致することは一見利点としてうつるが、先に述べたように、保護国法が準拠法となると、当事者は保護国法ごとに職務発明に関する規定を調査する等の一般的に困難な作業を強いられることになる。また、保護国法の数だけ複数の契約があることになるが、当事者がそのような複雑な法律関係を望んでいるとは到底思えない。よって、当事者が黙示的に保護国法を準拠法として指定していたとする合理的根拠はないと考える。

ここで、職務発明についての外国出願権の譲渡契約によって従業者及び使用者がどのような給付を負担しているのかを具体的に見てみると、従業者については、外国出願権の使用者への移転のための協力（例えば、各国が定める方式に従った譲渡証書への署名等）および保護国における特許権取得のための協力（例えば、特許明細書の作成、審査手続き中のクレームの補正への助言等）がその主な内容となる。また、使用者は、譲渡の対価としての金銭的給付の義務を負う。そして、これらの給付ないし債務に最も適切な連結点を探求すれば、保護国よりも、発明完成地または常時労務提供地が妥当するのではなからうか。本稿が考察の対象としている、わが国において事業活動を行っている日本企業に雇用されている日本人が、日本においてなした職務発明についていえば、発明完成地または常時労務提供地はわが国であり、わが国特許法35条の適用を当事者は黙示的に合意していたと推認すべきであろう。また、わが国企業における発明報償規定は、日本出願および日本特許権の補償金または対価を、外国出願および外国特許権のそれと併記しているのが一般的であろう。日立製作所事件判決によれば、この事件でも、使用者が規定した職務発明補償基準では、国内出願と外国出願とを併記してその補償額等を規定していたよ

うである。このような規定ぶりから当事者の合理的な意思を探求すれば、職務発明について、わが国における特許を受ける権利と外国出願権とに同一の法を適用するとの意思を読みとることができ、その同一の法とは他でもないわが国特許法35条である。

さらに、黙示的合意の存在が不明であっても、法例7条2項からわが国特許法35条の適用を認める余地は残る。

日立製作所事件では、外国出願権の譲渡契約の準拠法について、当事者の合意が明確でなかったがゆえにその黙示的な意思の探求が必要となった。実務的には、外国出願権については対価の額も含めてわが国特許法35条を適用して決定する、との文言を就業規則あるいは個別の譲渡証に明示しておくことが望ましいと考えられる。

## 5. 労働契約に関する強行規定としてのわが国特許法35条の適用の可能性

(1) 当事者自治による準拠法の指定により、職務発明についての外国出願権についてもわが国特許法35条が統一的に適用できるとすれば、保護国法による場合のように外国出願権を保護国法により分断せず、統一的に処理できるとの大きな利点を得られる。

しかしながら一方で、当事者自治を認めると、例えば使用者である日本企業とそれに雇用される従業者との間で、わが国における特許を受ける権利の承継は特許法35条に基づき規律され、他方、外国出願権についてはわが国特許法以外の他国の法を統一的に準拠法とすることもできる。はたしてこれは妥当であろうか。

わが国特許法35条は、一般的に、「発明から生ずる権利や利益を、使用者と従業者との間で、どのように分配するのかが発明の奨励にとって最も効率的かつ衡平にかなっているか」の観点からの規定と解され<sup>(11)</sup>、「専ら従業者保護のみの規定ではない<sup>(12)</sup>」とされている。しかし、わが国特許法35条が、対等の関係にない使用者と従業者との利害を調整する従業者保護の規定であるとの側面、すなわち労働法的側面を有することも否定されないであろう。

外国出願権に適用される法が当事者自治のもと使用者と従業者との合意による法であるとする、その合意は両者の力関係に左右され、従業者の保護が奪われてしまう可能性がある。つまり、わが国特許法35条の適用が回避され、わが国における従業者保護の趣旨が

貫徹されないおそれがある。

(2) 労働契約や消費者契約などについては、弱者保護の観点から、いわゆる強行法の特別連結の理論と呼ばれる考え方がある。特定の種類の契約については、当事者が準拠法として指定した法の適用を、その種の契約に特に密接な関係をもつと考えられる別の国の一定の強行法の適用によって制限しようとする考え方である<sup>(13)</sup>。労働契約や消費者契約については、弱者を保護するために国家が強行規定をもって契約自由の原則を修正・制限している場合が多く、このような規定は、国際私法上の当事者自治の原則を排して適用されるとする考え方である。

例えば1980年EC契約準拠法条約6条は、当事者の法の適用を排してまで適用される法として、他に一層密接な関係を有する国がない限りは、まず労働者の常時労務供給地国、労働者の常時労務供給地国がないときは労働者を雇い入れた営業所の所在地の法と規定する<sup>(14)</sup>。ヨーロッパ特許条約60条(1)<sup>(15)</sup>はこのような考え方に立ったと思われる立法例である<sup>(16)</sup>。また、職務著作についてはあるが、常時労務提供の法を準拠法としたと思われる裁判例も存在する<sup>(17)</sup>。

(3) この考え方に従えば、主に雇用されている地あるいは常時労務提供地が日本である使用者と従業者との関係において職務発明がなされた場合、当事者が日本法以外の法を準拠法として指定しても、わが国特許法35条が当事者自治の原則を排して適用されることになる。

上述の通り、この考え方は、わが国特許法35条が当事者自治の原則に介入できるほどの強行規定であることを前提とする。しかし、わが国特許法35条は、労働法的側面を有するものではあるが、「専ら従業者保護のみの規定ではない」とするのが通説的な考え方であるとする、労務提供地が日本である限り常に労働者保護のための強行規定としてわが国特許法35条が適用されるとすることはできないと思われる。また、その適用が常に妥当な結果をもたらすとはいえない<sup>(18)</sup>。当事者の指定した法によると従業者の保護に著しく欠ける結果が生ずるときに限り、公序の援用によりその保護を図るしかないのではなかろうか(法例33条)。

## 6. まとめ

以上、わが国の企業で一般的に行われている外国出願権の譲渡契約の準拠法を検討してみた。その結果、わが国特許法35条が適用されず保護国法が準拠法と

なっても、従業者は、わが国裁判所において対価の支払いを求め得ると考えた。しかし、当事者としては、職務発明について、保護国法による分断のない統一的な扱いが好ましく、さらにまた統一的に適用される法がわが国特許法35条であることは予測可能性等の観点から望ましいといえ、それは当事者自治を認めることで可能になると考えた。一方で、当事者自治が従業者の利益を損なう場合には、公序を援用してわが国特許法35条の適用の可能性もあるものと考えた。

日立製作所事件では、わが国特許法35条の適用が否定されたが、この判決の妥当性の検討も含めて、今後の裁判例の蓄積、研究の発展が望まれる。

## 注

- (1) 東京地裁平成10(ワ)16832号, 同平成12(ワ)5572号, 最高裁ホームページ(知的財産権判決速報)
- (2) 最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決, 判時1802号19頁
- (3) F.-K.Beier, Hundert Jahre Pariser Verbandsübereinkunft Ihre Rolle Vergangenheit, Gegenwart und Zukunft, GRUR Int.1983 Heft 6/7 S.342, 山田鎌一「国際私法(新版)」(有斐閣, 2003年)384頁, 木棚照一「国際工業所有権法の研究」(日本評論社, 1989年)69頁
- (4) 木棚照一編「国際知的財産侵害訴訟の基礎理論」(経済産業調査会, 2003年)280頁, 木棚照一「国際的な知的財産紛争の準拠法」Law & Technology, No. 16, 2002/7, 53頁以下
- (5) 「特許法セミナー(1)発明」(有斐閣, 1969年)399頁
- (6) 山田・前掲129頁, 溜池良夫「国際私法講義」(有斐閣, 1999年)237頁, 澤木敬郎=道垣内正人「国際私法入門(第4版再訂版)」(有斐閣, 2000年)52頁, 櫻田嘉章「国際私法(第3版)」(有斐閣, 2000年)118頁
- (7) 本稿が考察の対象としているような事案について、わが国裁判所に国際裁判管轄が認められることについては争いはないであろう。
- (8) 米国特許法152条
- (9) 譲渡契約の準拠法と、外国出願権の権利自体の準拠法との関係については、譲渡の原因行為である債権的行為と、譲渡の目的である権利の物権類似の支配関係の変動とを区別して、前者については債権契約の準拠法が、後者については保護国法とする見解(山田・前掲339頁, 木棚・前掲「国際工業所有権法の研究」266頁以下)が妥当すると考えられる。その結果、例えば、米国特許法のように出願権の譲渡を認めない場合であっても、少なくとも契約当事者間では、契約準拠法上これが認められるならば、有効である。一方、物権類似の支配関係の変動は米国特許法によることとなり、例えば、譲渡証を米国特許庁に登録しない限り、その譲渡を第三者に対抗しえない場合がある(米国

特許法 261 条)。

(10) さらに、わが国特許法35条1項に規定する実施権は「通常実施権」であり、排他的な専用実施権ではなく、債権的な権利を規定するものであるから、わが国特許法 35 条は実施許諾の面でも当事者自治に服することが可能な規定と思われる。

(11) 中山信弘「注解特許法(上)第2版増補版」(弘文堂、2000年) 65頁

(12) 中山信弘編「注解特許法第三版上巻」(青林書院、2000年) 335頁

(13) 木棚照一＝松岡博＝渡辺惺之「国際私法概論」(有斐閣、2001年) 121頁

(14) 木棚他・前掲 123頁

(15) ヨーロッパ特許条約 (EPC) 60条(1)

「欧州特許を受ける権利は発明者またはその権利承継人に属する。発明者が従業者の場合、欧州特許を受ける権利は従業者が主に雇傭されている所の国の法律により決定され、当該国を決定できない場合は従業者の所属する営業所が所在する所の国の法律が適用される。」(AIPPI 日本部会「外国工業所有権法令集」)

(16) さらにこの EPC60 条 (1) は、ウルマー教授による「EC 加盟国の国際私法に関する条約中の無体財産権に関する規定のための草案」に依拠していると考えられる。ウルマー草案の H 条および I 条は以下の通り。

「H 条 権利の取得、効力および消滅

工業所有権の取得、効力および消滅は、保護国法による。

I 条 特許および意匠権に関する特別規定

(1) 省略

(2) 前項の後段の規定にかかわらず、従業者発明に関し特許を受ける権利が使用者に帰属するかどうか、またいかなる要件のもとで帰属するかは、従業者が主として労務を供給している国の法による。従業者がいずれの国で主として労務を供給しているかが確定できない場合には、使用者が従業者が所属する事業を営んでいる国の法が適用される。使用者の権利が認められる場合に、従業者に帰属する補償請求権についてもまた、この国の法による。」(木棚・前掲「国際工業所有権法の研究」138頁)

(17) 東京高裁平成 13 年 5 月 30 日判決、平成 12 (ネ) 7 号 判時 1797 号 131 頁。この判決では、「被控訴人は、本件著作物ないし本件人形はローズ・オニールがスタッフとして勤務していた出版社等に係る職務著作物として制作されたも

のであって、当該出版社等にその著作権が原始的に帰属した旨主張する。控訴人が主張する本件著作権は、我が国における著作権であるが、職務著作に関する規律は、その性質上、法人その他使用者と被用者の雇用契約の準拠法に於ける著作権法の職務著作に関する規定によるのが相当であるから、被控訴人主張の職務著作物該当性については、アメリカ合衆国法によることになる。」と判断した。

(18) 例えば、日本に研究開発拠点を持つ外国法人に雇用されている従業者が日本で完成させた職務発明を考えたとき、当事者間で選択された法あるいは雇用契約の締結地の法があったような場合にも、さらにはその従業者への発明の指示が本社よりなされ、その本社所在地の法があったような場合にも、これらの法の適用を排除して、常時労務提供地である日本法が適用されるとするのが妥当かどうかも検討されなければならないであろう。

また逆に、海外に研究開発拠点を持つ日本企業も珍しくなく、例えば日本法人に雇用されている日本人が外国にある研究開発施設等で職務発明を行い、これについて日本出願を行うことが考えられる。この場合、この研究開発施設のある地が常時労務提供地であり、その地の法が日本法に代わり適用される場合がありうることになる。しかし、雇用契約の締結が日本で行われ、研究開発の指揮命令が日本の本社から発せられるとき、労務提供地は決定的な意味を持たないといえる。とすると、常時労務提供地の法の適用が常に妥当な結論を導き出すとは言い難いのではなかろうか。

#### (参考条文)

法例第 7 条第 1 項 法律行為ノ成立及ヒ効力ニ付テハ当事者ノ意思ニ從ヒ其何レノ国ノ法律ニ依ルヘキカヲ定ム

第 2 項 当事者ノ意思カ分明ナラサルトキハ行為地法ニ依ル

法例第 33 条 外国法ニ依ルヘキ場合ニ於テ其規定ノ適用カ公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スルトキハ之ヲ適用セス

\* 本稿は、早稲田大学大学院法学研究科 2003 年度国際私法研究講義 (担当 木棚照一教授) において報告したものをまとめたものである。

(原稿受領 2003. 7. 15)

## 「パテント」本文をホームページに掲載しています

本誌は、2002年1月号から本文を日本弁理士会ホームページ (URL=<http://www.jpaa.or.jp/>) でもご覧になれます。

各月号のホームページへの掲載開始は、「パテント」発行月から2ヵ月後の月初めとします。掲載記事の全文検索も可能となる予定です。

1985年1月号以降の掲載記事については、同じく日本弁理士会ホームページから目次検索が可能となっておりますので併せてご活用下さい (URL=<http://www.jpaa.or.jp/publication/patent/dpindex.html>)。

なお、本誌はこれまで通り定期購読が可能です。掲載記事を発行月に確実にご覧になりたい方は定期購読をご利用下さい。